

# 秋田県雇用維持支援金支給要綱

## (通則)

第1条 秋田県雇用維持支援金（以下「支援金」という。）の支給については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「助成金」という。）を活用し、雇用環境の維持に努めている中小企業事業主を支援することを目的とする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 雇用調整助成金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金をいう。
- (2) 緊急雇用安定助成金 国の緊急雇用安定助成金要領に規定する緊急雇用安定助成金をいう。
- (3) 事業主 事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。
- (4) 中小企業事業主 厚生労働省の雇用関係助成金支給要領に定める中小企業事業主として、資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）又はその常時雇用する労働者の数が次の表に掲げる主たる事業ごとに定める範囲内に常態としてある事業主をいう。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- (5) 判定基礎期間 厚生労働省の雇用調整助成金支給要領及び緊急雇用安定助成金支給要領に定める判定基礎期間として、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を支給するに当たって、休業又は教育訓練（以下「休業等」という。）の実績を判定する際の暦月（賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、賃金締切期間）の原則1箇月単位の期間をいう。

(支給対象要件)

第4条 支援金の支給対象とする事業主は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 秋田県内の中小企業事業主であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、令和2年4月1日から12月31日までの期間に休業等又は出向を実施した事業所（以下「対象事業所」という。）について、秋田労働局長から助成金の支給決定を受けていること。
- (3) 対象事業所が秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、第4条（2）に定める期間に係る対象事業所の助成金の支給決定における判定基礎期間の回数に基づき、1回は10万円、2回は20万円、3回以上は30万円とし、1対象事業所あたりの上限額は30万円とする。

2 出向の実施に係る助成金の支給決定の場合においては、支給決定を受けた支給対象期の月数を前項の判定基礎期間の回数とみなす。なお、1箇月未満の端数が生じたときは、これを1回と数えるものとする。

3 休業等の実施に係る助成金の支給決定の場合において、1判定基礎期間が1箇月を超え2箇月に満たない場合にあつては、第1項の判定基礎期間の回数は2回と数えるものとする。

(支給申請等)

第6条 支援金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、秋田県雇用維持支援金支給申請書兼実績報告書（様式第1-1号（電子申請）、様式第1-2号（電子申請以外））に、次の各号に掲げる書類を添えた申請書類一式を、令和3年2月26日までに秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。ただし、申請は、原則として、1対象事業所につき一度に限るものとする。

- (1) 対象事業所における第5条第1項の判定基礎期間に係る助成金の支給決定通知書の写し
- (2) (1)の助成金のうちの緊急雇用安定助成金分に係る秋田労働局に提出した支給申請書の写し（該当する場合のみ）
- (3) 請求書（様式第2号）（電子申請以外の場合のみ）
- (4) 振込先口座が確認できる通帳の写し等
- (5) 本人確認書類の写し（申請者が個人の場合のみ）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項（1）又は（2）の書類を紛失した等により提出できない場合において

は、当該書類に代えて秋田県が秋田労働局へ助成金の支給決定内容の照会を行うことについての同意書（様式第3号）を提出するものとし、知事はこれに基づき、産業労働部長名で秋田労働局職業安定部長に対し、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金支給決定証明願（様式第4号）により照会を行う。なお、同意書を提出する場合の申請は、電子申請以外の方法に限るものとする。

（支給決定）

第7条 知事は、前条の申請書類の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、遅滞なく申請者に支援金を支給するものとする。

（不支給決定通知）

第8条 知事は、前条の規定による審査の結果、支援金を支給することが適当と認められない場合は、秋田県雇用維持支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し及び返還命令）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県雇用維持支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

（2）申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、秋田県雇用維持支援金返還命令書（様式第7号）により、当該支給を受けた支給決定者に対し期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第10条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、支援金を支給した者に対し、報告の聴取又は立入検査を行うことができる。

（額の確定）

第11条 財務規則第256条の規定による額の確定は、第7条の支給決定により代えるものとする。

（手続きの一部省略）

第12条 この支援金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第250条の交付決定通知とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。